

資料 3

令和 2 年 第 1 回
八潮市議会定例会

条例案の概要

令和 2 年 2 月 2 8 日 招集

議案第20号

八潮市附属機関設置条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

八潮市多文化共生推進プラン策定委員会を設置するための改正

2 内 容

(1) 設 置

附属機関名	職務
八潮市多文化共生推進プラン策定委員会	八潮市多文化共生推進プランの策定に関する事項を調査審議する。

(2) 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

委員の報酬及び費用弁償の額

職名		報酬	費用弁償
八潮市多文化共生 推進プラン策定委 員会	委員長	日額 7,000 円	1日につき 1,000 円
	副委員長	日額 6,000 円	1日につき 1,000 円
	委員	日額 6,000 円	1日につき 1,000 円

3 施行期日

令和2年4月1日

議案第21号

八潮市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

地方公務員法の一部改正により会計年度任用職員制度が実施されることを踏まえ、育児休業に係る規定を整備するための改正

2 内 容

(1) 育児休業関係

① 育児休業をすることができる一般職の非常勤職員

次のア～ウのいずれにも該当する職員は、育児休業をすることができる職員とする。(※これらに該当しない職員は、育児休業をすることができない旨を規定する。)

ア 任命権者が同じである職に引き続き在職した期間が1年以上であること。

イ 子が1歳6月に達する日まで(子が1歳6月から2歳到達日までの間に育児休業をする場合は、子が2歳になるまで)に、任用期間(任用期間が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び任命権者が同じである職に引き続き採用されないことが明らかでないこと。

ウ 勤務日の日数を考慮して規則で定める者

② 取得可能期間

原則は、子が1歳に到達する日までとする。

※ 特例

ア 職員とその配偶者がともに育児休業をする場合

配偶者の育児休業開始日から子が1歳2月に達する日までの最長1年間

イ 子の1歳の誕生日以降も養育の特別な事情により育児休業をすることが特に必要と認められた場合(保育所等に入所を希望しているが、当面その実施が行われない場合等)

最長で子の1歳の誕生日から2歳に達するまでの期間

(2) 部分休業関係

① 部分休業をすることができる一般職の非常勤職員

次のア及びイのいずれにも該当する職員は、部分休業をすることができる職員とする。(※これらに該当しない職員は、部分休業をすることができない旨を規定する。)

ア 任命権者が同じである職に引き続き在職した期間が1年以上であること。

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める者

② 部分休業の承認

3歳に達するまでの子を養育するため、1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（最長2時間）で行うものとする。

3 施行期日

令和2年4月1日

議案第 22 号

八潮市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

妊娠中の職員が受けることのできる特別休暇を新たに追加するための改正

2 内 容

妊娠中の職員が妊娠に起因するつわり等のため勤務することが著しく困難な場合に、14日の範囲内においてその都度必要と認められる期間を特別休暇として受けることができることとする。

3 施行期日

公布の日

議案第23号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

地方公務員法の一部改正により会計年度任用職員制度が実施されることに伴い、非常勤特別職から会計年度任用職員に移行する等の整備をし、並びに投票管理者及び投票立会人について交替制とすることに伴う報酬の額に係る規定を整備するための改正

2 内 容

(1) 別表第1から削除する職名

悪臭判定員	交通指導員	専任教育相談員	家庭児童相談員
社会教育指導員	配偶者暴力相談支援センター女性相談員	さわやか相談員	学童保育指導員
図書館資料管理専門員	市民活動コーディネーター	自立支援指導員	保育指導員
生活保護世帯就労促進指導員	消費生活相談員	自立支援カウンセラー	障がい者福祉施設生活支援員
生活保護面接相談員	内職相談員	嘱託医（障がい者福祉施設医）	障がい者福祉施設職業指導員
不正受給防止対策専門員	市史編集専門員	理学療法士	市税等徴収事務指導員
要介護等認定調査員	文書保存専門員	言語聴覚士	市税等徴収補助員
介護相談員	不当要求行為等対策専門員	臨床心理士	後期高齢者医療保険料等徴収補助員
国民健康保険診療報酬明細書点検員	公民館（公民館長）	作業療法士	

- (2) 投票管理者、投票立会人、期日前投票所の投票管理者及び期日前投票所の投票立会人について交替制とすることに伴う整備

2人以上の投票管理者又は投票立会人にそれぞれ交替して職務を行わせる場合は、別表第1の報酬額を交替の人数で除して得た額を報酬として支給する。

【参考例】

投票管理者（報酬額18,300円）を2人交替とした場合
・18,300円÷2人=9,150円（1人当たり）

3 施行期日等

- (1) 施行期日

令和2年4月1日

- (2) 経過措置

- ① 改正後の規定は、施行日以後の公務に係る報酬及び費用弁償の支給について適用し、同日前の公務に係る報酬及び費用弁償の支給については、なお従前の例による。
- ② ①にかかわらず、2(2)については、施行日以後にその期日を公示され、又は告示される選挙等におけるそれぞれの職の公務に係る報酬の支給について適用し、施行日前にその期日を公示され、又は告示される選挙等におけるそれぞれの職の公務に係る報酬の支給については、なお従前の例による。

議案第24号

八潮市長等給料特例条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

市長、副市長及び教育長の給料月額を減額する特例を令和3年3月まで延長するための改正

2 内 容

	給料月額	減額後	年間減額	減額率
市 長	905,000円	724,000円	3,149,400円	20%
副市長	775,000円	697,500円	1,348,500円	10%
教育長	725,000円	688,750円	630,750円	5%

※ 年間減額総額（予定） 5,128,650円（期末手当4.5月として計算）

3 施行期日

公布の日

議案第25号

八潮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

地方税法施行令の一部改正を踏まえ、国民健康保険税の賦課限度額を改定するための改正

2 内 容

国民健康保険税の基礎課税額（医療給付費分）に係る賦課限度額を次のとおり引き上げる。

	現 行	改定後	増減額
基礎課税額（医療給付費分）	58万円	→ 61万円	3万円増

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和2年4月1日

(2) 適用区分

改正後の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第26号

八潮市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

地方公務員法の一部改正により会計年度任用職員制度が実施されることを踏まえ、公民館分館の分館長の職に係る規定を整備するための改正

2 内 容

公民館分館の分館長の職に係る規定を削る。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和2年4月1日

(2) 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

議案第27号

八潮市立資料館条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

八潮市立資料館専門研究員の職を廃止するための改正

2 内 容

八潮市立資料館専門研究員の職を廃止する。

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

議案第28号

八潮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第8号）の一部について、官報による訂正手続が行われたことに伴い、所要の規定の整備をするための改正

2 内 容

内閣府令の一部について、官報による訂正手続が行われたことに伴い、八潮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和元年条例第10号）において改正した文言の一部を、当該訂正の内容に基づき改正するもの

改正内容の例（一部抜粋）

第50条関係

《改正前》

- ・教育保育給付認定子ども
- ・特定教育・保育提供証明証
- ・特定地域型保育提供証明証

《改正後》

- ・教育保育給付認定子ども
について
- ・特定教育・保育提供証明書
- ・特定地域型保育提供証明書

3 施行期日

公布の日

議案第 29 号

八潮市学童保育の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

1 趣 旨

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、放課後児童支援員の資格要件に関し、放課後児童支援員として採用された日から2年以内に研修を修了する予定の者についても放課後児童支援員としての要件を満たすこととする等の改正

2 内 容

(1) 放課後児童支援員認定資格研修に関する規定の改正

① 研修の実施主体の追加

放課後児童支援員の資格要件である放課後児童支援員認定資格研修について、当該研修の実施主体に「指定都市の長」を加えるもの

《改正前》

- ・ 都道府県知事が行う研修
を修了した者

《改正後》

- ・ 都道府県知事又は
指定都市の長が行う研修を
修了した者

② 経過措置期間の終了に伴う措置

放課後児童支援員の資格要件に係る経過措置が令和2年3月31日で終了することに伴い、新たな要件を加えるもの

《改正前》

- ・ 令和2年3月31日まで
に研修を修了する予定の
者を放課後児童支援員と
みなす

《改正後》

- ・ 放課後児童支援員として
採用された日から2年以内
に研修を修了する予定の者
についても放課後児童支援
員とする

(2) 免許状に関する取扱いの整備

放課後児童支援員の資格要件のうち、教員免許に関する規定を明確にし、『有効な教員免許状を有する者』を対象とするよう改めるもの

《改正前》

- ・ 学校教育法の規定による
幼稚園、小学校、中学校、
高等学校又は中等教育学
校の教諭となる資格を有

《改正後》

- ・ 教育職員免許法第4条に規
定する免許状を有する者

する者

(3) 資格要件の拡大

5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認められたものを加えるもの

《改正前》

- ・高等学校を卒業していない者は、実務経験があっても放課後児童支援員となるための研修を受講する基礎資格がない

《新規》

- ・高等学校を卒業していない者であっても、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であれば、研修を修了し、放課後児童支援員になることができる

3 施行期日

令和2年4月1日

議案第30号

八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

これまでの運用状況を踏まえ、実情に即した都市計画の方法及び各開発事業に係る基準の見直しによる運用改善を図るための改正

2 内 容

(1) 第4章 参加と協働のまちづくり

項 目	内 容
第26条（都市計画の案の作成手続）	・都市計画の案の作成から決定等までの手続における市民等の意見の反映方法や本市に影響の少ない県決定の都市計画（草加市及び三郷市の区域内の区域区分の変更等）に関する手続を簡略化する。
第27条（都市計画の決定等の手続等）	
第29条（地区計画等の案の作成手続）	

(2) 第5章 美しい街並みづくり

項 目	内 容
第41条（届出対象行為等）	・景観計画で定める特定区域に中川周辺地区を加えるとともに、一定規模以上の届出対象行為や手続を追加する。
第42条（届出書等）	

(3) 第6章 環境と緑のまちづくり

項 目	内 容
第55条（緑化の届出）	・緑化計画の届出に関する規定の適用除外となる場合を明確にする。
第62条（行為の届出）	・保存樹木等に係る行為の届出について、変更の手続を追加する。

(4) 第7章 秩序あるまちづくり

別表第4（第76条関係）開発基準の適合審査

項 目	内 容
1 道路	・開発区域に接する道路が複数存する場合、そのうち自動車出入口が設置されない道路の幅員につ

	いて、基準を適用除外とすることを明確にする。
2 公園	・開発区域が5ha未満の場合における公園整備について、その区域が土地区画整理事業区域内であるときの緩和規定を定める。
4 雨水流出抑制施設	・開発区域が1ha以上であって「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」が適用されない場合において、市基準の適用を受けることとなることを明確にする。
6 緑地	・開発区域が500㎡未満における基準について、開発区域が500㎡以上の場合の基準を勘案し、開発区域がかど敷地の場合は「10%以上」から「9%以上」に緩和する。
9 清掃施設の整備	・ごみ集積所の必要面積の算定方法を1戸当たり0.3㎡（外構を含まない有効面積）とする。
10 集会施設	・集会以外の多目的利用ができるように「住民のコミュニティ活動の推進に資する施設」に名称を改める。
13 景観基準	・景観法との整合を図るため、建築物及び工作物の色彩基準が適用される範囲を同法の届出対象に限定する。
14 交通安全施設及び駐車施設	・八潮駅周辺の商業地域及び近隣商業地域における自動車及び自転車駐車場の台数に係る基準の緩和規定を定める。 ・大規模小売店舗立地法が適用される場合について、市基準が適用されないことを明確にする。
17 墓地	・建築物の建築を伴う場合について、必要となる基準を明確にする。

別表第5（第98条関係）法に基づく技術基準

項目	内容
1 道路に関するもの	・開発道路を袋路状道路とする場合の基準に避難上及び通行上支障がない場合の要件を追加する。
2 公園等に関するもの	・公園等の設置要件を明確にする。

別表第6（第98条関係）法に基づく立地基準

項 目	説 明
3 施行令第3 6条第1項第 3号ハの規定 により定める 建築等	・市街化調整区域における空家対策のため、建築等許可の立地基準に関し、長期にわたり建築物の敷地として利用されている土地について、建替えを認める規定を定める。

別表第8（第100条関係）小規模開発事業に基づく基準

項 目	説 明
1 道路	・(4)の基準（別表第4 1道路）と整合を図る。
3 緑地	・(4)の基準（別表第4 6緑地）と整合を図る。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和2年7月1日

(2) 経過措置

- ① 施行日前に行われた改正前の条例による処分その他の行為は、改正後の条例の相当規定により行われた処分その他の行為とみなす。
- ② 施行日前に開発基本計画に係る届出が行われた場合又は小規模開発事業に係る申請が行われた場合におけるそれぞれの開発事業の基準の適用については、なお従前の例による。

議案第 3 1 号

八潮市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

新庁舎建設工事に伴い、工事期間中に八潮中央公園の一部を仮設駐車場等として占有することができることとするための改正

2 内 容

八潮中央公園において占有の許可を与えることができる仮設の施設

- (1) 八潮市役所仮設駐車場
- (2) 駐車場誘導員待機所

3 施行期日

公布の日

八潮市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

民法の一部改正を踏まえ、入居の際の手續について、連帯保証人の指定に替えて、緊急時等に連絡ができる者の指定を要することとする等の改正

2 内 容

(1) 入居要件（第 1 1 条、第 1 2 条関係）

連帯保証人の指定に替えて、保証人負担のない緊急連絡先の指定とする。

(2) 法定利率の変更（第 4 1 条関係）

改正前 改正後

5 % ⇒ 法定利率（当面は、3 %）

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

2(1)について、施行日以後に入居の決定又は入居の承継の承認を受ける者について適用し、同日前に入居の決定又は入居の承継の承認を受けた者であって、現にその者に係る連帯保証人が存する限りにおいては、なお従前の例による。

議案第 33 号

八潮市臨時職員の任用、勤務条件等に関する条例を廃止する条例

1 趣 旨

地方公務員法の一部改正により会計年度任用職員制度が実施されることを踏まえ、臨時職員制度を廃止するもの

2 内 容

八潮市臨時職員制度の廃止

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

廃止前の条例に基づき任用されていた臨時職員に対し、所要の措置を講ずる。